

大網白里市 不妊治療費助成事業のご案内

大網白里市では、令和4年度から保険適用となったものの、不妊治療を受けている御夫婦等の経済的な負担が大きいことから、令和5年度から新たに不妊治療費の助成事業を開始しました。

◇ 制 度 に つ い て ◇

1. 対象となる方について

- ① 保険給付を伴う不妊治療を開始していること。
- ② 法律上の婚姻をしている、または事実婚関係にあること。
- ③ 夫婦または夫婦の一方が市内に住所を有し、1年以上居住していること。
- ④ 市税に滞納がないこと。

2. 対象となる治療について

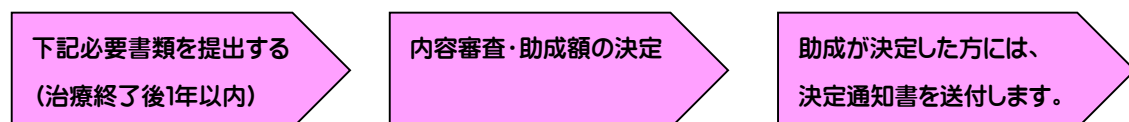
令和5年4月以降に保険適用で行った人工受精等の一般不妊治療、または体外受精、顕微受精等の生殖補助医療等

3. 助成額について

医療保険の適用を受けた後の本人負担から自己負担額の2分の1を乗じた額とし、1年度あたり10万円を上限とします。

4. 申請方法について

申請の主な流れは以下のとおりですが、手続きや相談については、プライバシー保護のため個別に行います。



5. 必要な書類について

- ① 不妊治療等に係る費用の助成事業受診証明書(様式1)
- ② 不妊治療費保険診療助成金支給申請書兼請求書(様式2)
- ③ 市税の滞納がないことを証する書類(公簿等により確認可能の場合は省略可)
- ④ 被保険者証、組合員証又は加入者証の写し(男性が自身の保険証を使用して治療を受けた場合は男性の保険証等も提出)
- ⑤ 保険医療機関等が発行する不妊治療費等に係る費用の領収書及び明細書
- ⑥ 高額療養費の限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定書の写し等
- ⑦ 振込先金融機関の口座確認書類(通帳やキャッシュカードのコピー等)

裏面に続きます。

6. 高額療養費限度額適用認定証について

医療機関等の窓口でお支払いが高額な負担となった場合、後から申請いただくことで自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養制度」があります。医療費が高額になることが事前にわかっている場合は、「限度額適用認定証」の申請をすることで、医療機関等の窓口でお支払いが自己負担限度額までとなります。

自己負担限度額は、年齢や所得に応じて定められていますので、詳しくは加入されている公的医療保険の組合にご確認ください。

なお、高額療養費制度により後日医療費の払い戻しを受けた場合には、その額を差し引いた残りを助成対象とします。

7. お問い合わせ・申請先

大網白里市健康増進課 母子保健班
☎0475(72)8321